

検討のためのたたき台・その2

〔改訂版〕

（第2－4 禁錮以上の実刑判決の宣告
を受けた者が出国により刑の執行を免
れることを防止する仕組み）

第2-4 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者が出国により刑の執行を免れることを防止する仕組み

1 考えられる制度の枠組み

(1)ア 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者は、イに定める一時出国の許可を受けた場合を除き、出国してはならないものとする。

イ 裁判所は、アの者がこのイにより定める期間内に本邦に帰国しないおそれの程度のほか、出国することができないことによりアの者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、出国を許可すべき特別の事情があると認めるときは、アの者が本邦外の地域にあることができる期間を定めて、その出国の許可（以下「一時出国の許可」という。）をすることができるものとする。

ウ 一時出国の許可をする場合には、保証金額を定めなければならないものとするほか、アの者の渡航先を制限しその他適当と認める条件を付することができるものとする。

エ 保証金額は、アの判決に係る刑名及び刑期、アの者の性格、生活の本拠及び資産、在留資格の内容その他の事情を考慮して、本邦への帰国を保証するに足りる相当な金額でなければならないものとする。

オ 裁判所は、一時出国の許可を受けた者について、次のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により又は職権で、決定で一時出国の許可を取り消すことができるものとし、この場合には、決定で保証金の全部又は一部を没取することができるものとする。

(ア) 正当な理由がなくイにより定められた期間内に本邦に帰国しないと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(イ) 渡航先の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

カ 一時出国の許可を受けた者が正当な理由がなくイにより定められた期間内に本邦に帰国しなかったときは、裁判所は、裁判が確定する前にあっては検察官の請求により又は職権で、裁判が確定した後において検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならないものとする。

キ アの者が一時出国の許可を受けずに出国しようとした場合には、出入国管理及び難民認定法の規定により出国確認を留保することができるものとするとともに、一時出国の許可を受けずに出国しようとしたことを理由と

して、検察官の請求により又は職権で、保釈を取り消し、又は勾留することができるものとする。

ク アによる出国の制限は、アの判決について、刑の執行が開始され、又は上訴審で破棄されたときは、その効力を失うものとする。

- (2) 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた被告人について、退去強制事由があるときは、そのことを理由として勾留することができるものとする。

※ なお、出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制令書が発付されても送還をしない措置を執ることができることとなった場合には、(2)の勾留の仕組みは設けないこととする。

2 検討課題

- (1) 一時出国の許可をする際の保証金（上記1(1)ウ）

○ 禁錮以上の実刑判決の宣告があった後に保釈を許された被告人について、保釈保証金のほかに、一時出国の許可をする際の保証金額を定めなければならないものとするか

- (2) 一時出国許可の取消し及び保証金の没取（上記1(1)オ・カ）

○ 一時出国の許可を受けた者が正当な理由がなく裁判所の定めた期間内に本邦に帰国しなかった場合における保証金の没取は、必要的なものとするか

○ 禁錮以上の実刑判決の宣告があった後に保釈を許された被告人が一時出国の許可を受けた場合に、当該許可を取り消されたこと又は正当な理由がなく許可された期間内に帰国しなかったことを理由として、保釈を取り消すことができるものとするか